

令和 7 年 2 月 4 日
政 策 経 営 部
官民連携・行政手法改革担当課

世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定の締結について

1 主旨

区のふるさと納税による流出額は年々拡大し、令和 6 年度には約 1 1 1 億円と看過できない規模となっており、区の財政を脅かす大きな負担となっている。

一方で、区への寄附額も増加傾向にあり、特に、遺言による個人資産の寄附（以下、「遺贈」という。）のご相談をいただくことも増えている。区としても、寄附者の想いを実現するため、寄附のしやすい環境の整備に取り組んでいるところであるが、遺贈に関しては、相続・遺言に関する相談や遺言書の作成、執行などの専門的な知識が必要であり、区民からのご相談に対し、十分にお応えできていない現状がある。

今般、金融機関からの提案を受け、遺言信託業務に関するサービスや遺言業務を扱う法人等の案内を行う信託銀行、銀行及び信用金庫と、遺贈に関する金融機関との連携としては 2 3 区で初となる「世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定」を締結し、官民連携により区民からの遺贈のご相談に対応し、寄附のしやすい環境の整備に取り組んでいく。

2 連携内容

（1）概要

区への遺贈を希望される方（以下、「遺贈希望者」という。）の手続きをより円滑に進めていくことを目的に、区は、遺贈希望者が希望する場合、協定先による相談窓口を紹介する。

協定先は、区への遺贈に関する相談窓口を設置し、遺贈希望者の相続・遺言等に関するご相談を伺い、遺言信託業務に関するコンサルティング又は遺言に係る業務を扱う法人等の案内を行う。

※遺贈に関する相談は無料。遺言信託業務等のサービスの利用にあたっては、金融機関所定の手数料・報酬等が必要となる。

（2）区と協定先の役割

区	✓ 区ホームページ及び各種広報物における、協定先による相談窓口の紹介 ✓ 遺贈希望者から区に相談があった際の、協定先による相談窓口の紹介 ✓ 遺贈等区への寄附に関する意識啓発への相互協力
協定先	✓ 遺贈に関する相談窓口の設置 ✓ 相談窓口における遺贈希望者の相談への対応 ✓ 遺贈希望者への遺言信託業務に関するコンサルティング【信託銀行・銀行】 ✓ 遺贈に係る業務を行う法人等の案内【信用金庫】 ✓ 遺贈等区への寄附に関する意識啓発への相互協力

3 協定相手方及び相談窓口（順不同）

会社名	相談窓口の名称及び所在地
三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行 三軒茶屋支店 (世田谷区太子堂 4-1-1)
株式会社みずほ銀行 みずほ信託銀行株式会社 (包括連携協定に基づく覚書)	みずほ銀行 世田谷支店 (世田谷区太子堂 2-1 4-8)
三菱UFJ信託銀行株式会社	三菱UFJ信託銀行 成城支店 (世田谷区成城 6-1 4-8)
株式会社りそな銀行	りそな銀行 世田谷支店 (世田谷区三軒茶屋 2-1 1-2 2)
世田谷信用金庫	世田谷信用金庫 コンサルティング部 (世田谷区玉川 3-1 9-1 玉川支店内)
昭和信用金庫	昭和信用金庫 営業支援部 (世田谷区北沢 1-3 8-1 4) ※受付後、希望する各支店での対応
城南信用金庫	城南なんでも相談プラザ (品川区西五反田 7-2-3) ※受付後、希望する各支店での対応

※各協定先の詳細な情報は「別紙1 協定先一覧」のとおり。

※各信用金庫は、遺言信託業務を扱っていないため、遺贈希望者からの相談を受けたうえで、遺贈に関する協力の要請があった場合には、遺言に係る業務を扱う法人等の案内を行う。

4 協定書

(1) 信託銀行・銀行との協定書（別紙2のとおり）

「世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定書（遺言信託を含む相談窓口の紹介）」

※みずほ銀行及びみずほ信託銀行とは、包括連携協定に基づく覚書を締結

(2) 信用金庫との協定書（別紙3のとおり）

「世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定書」

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月10日 協定締結式、プレスリリース

協定相手先一覧

(順不同)

会社名	詳細	
三井住友信託銀行株式会社	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
	設立	1925年7月28日
	資本金	3,420億円
	拠点数（国内）	147か所（令和6年3月時点）
株式会社みずほ銀行 （包括連携協定に基づく覚書）	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
	設立	2003年3月12日
	資本金	1兆4,040億円
	拠点数（国内）	463か所（令和6年6月時点）
みずほ信託銀行株式会社 （包括連携協定に基づく覚書）	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
	設立	2003年3月12日
	資本金	2,473億円
	拠点数（国内）	59か所（令和5年3月時点）
三菱UFJ信託銀行株式会社	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	設立	1927年3月10日
	資本金	3,242億円
	拠点数（国内）	51か所（令和6年3月時点）
株式会社りそな銀行	本店所在地	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
	設立	1918年5月15日
	資本金	2,799億円
	拠点数（国内）	324か所（令和6年10月時点）
世田谷信用金庫	本店所在地	東京都世田谷区世田谷一丁目23番3号
	設立	1921年4月12日
	拠点数（国内）	14か所（令和6年12月末時点）
昭和信用金庫	本店所在地	東京都世田谷区北沢一丁目38番14号
	設立	1932年12月17日
	拠点数（国内）	19か所（令和6年12月末時点）
城南信用金庫	本店所在地	東京都品川区西五反田七丁目2番3号
	設立	1945年8月10日
	拠点数（国内）	86か所（令和6年12月末時点）

世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定書 (遺言信託を含む相談窓口の紹介)

世田谷区（以下「甲」という。）と●●信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、甲への遺贈を希望する者（以下「遺贈希望者」という。）に対して、甲が、相続・遺言に関する相談、遺言書の保管および遺言の執行にかかる一連のサービス（以下「遺言信託業務」という。）を提供する乙を紹介すること、および乙が遺贈希望者に対して遺言信託業務に関する相談への対応・助言及び案内（以下「コンサルテーション」という。）を行うことに関し、次のとおり合意し本協定を締結する。

(遺贈希望者に対する紹介)

第1条 甲は、遺贈希望者の申し出があった場合は、遺贈希望者に乙を相談窓口として紹介することができる。

2 前項の紹介に際して、甲は、遺言信託業務の説明や勧誘行為をいっさい行わないものとする。

(遺贈希望者に対するコンサルテーション)

第2条 乙は、遺贈希望者に対して乙の本支店を窓口として、遺言信託業務に関するコンサルテーションを、誠意をもって行う。

2 遺贈希望者が遺言信託業務の利用を希望する場合、その引受可否については、乙において判断する。乙において引受可能と判断した場合は、乙の定める手続により、遺贈希望者と乙との間で契約締結その他の必要な手続を行う。

3 遺贈希望者の希望する遺贈内容に関し、対象財産が金銭以外の財産である場合や甲に対して何らかの条件・負担が付けられている場合には、乙は、その受け入れの可否を甲に確認したうえ、その回答内容に則して遺贈希望者に対するコンサルテーションを行うものとする。ただし、乙の甲に対する遺贈内容の受け入れ可否の確認は、遺贈希望者を特定できない形で行う。

4 前項の場合を除き、遺言信託業務に関する相談、契約締結等の手続に、甲は一切関与しない。

(秘密保持義務)

第3条 乙は、個人情報保護および守秘義務順守のため、遺贈希望者に関する情報および遺贈希望者の遺言の内容を、正当な理由なく甲及び第三者に開示または漏洩せず、甲もこれを乙に求めない。

(個人情報保護)

第4条 甲および乙は、遺贈希望者の個人情報について適用される法令・ガイドライン等を遵守する。

(遺贈手続き)

第5条 遺贈希望者の相続開始後、乙が遺言執行者に就任した場合には、乙は速やかに甲に遺贈内容を通知して遺贈手続きをすすめるものとし、甲は必要な協力を行う。

(広報活動及び公表の同意)

第6条 甲及び乙は、遺贈等甲への寄附に関する意識啓発に相互に協力することができる。

2 甲及び乙は、本協定に関して対外的に広報活動を行う場合やパンフレット等の対外告知文書等に相手方に関する内容を記載する場合には、事前に相手方の了承を得るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項(1)～(5)のいずれかに該当し、もしくは第2項(1)～(5)のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、何ら催告をしないで直ちに本協定を解除することができるものとする。なお、本協定の解除に伴い相手方に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず相手方は甲または乙に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとする。

4 前項の事由により、本協定の解除を請求した者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、その相手方に対して費用の償還請求または損害賠償請求を行うことができるものとする。

5 本条の定めと本協定（本協定に係る取引に適用される甲乙間の別の契約があればその契約を含む）における他の条項の定めに齟齬がある場合には、本条の定めを優先するものとする。

（報酬等）

第8条 甲および乙は、本協定に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。

（協議事項等）

第9条 本協定の解釈については疑義を生じた場合および協定を変更する必要がある場合には、甲及び乙の協議のうえ決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定書調印の日から令和8年3月31日までとし、有効期間満了日の1か月前までに甲または乙のいずれからでも何らの申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（管轄裁判所）

第11条 本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

世田谷区長

東京都●●

乙 ●●●●

●●●●

世田谷区への遺贈希望者に対する連携に関する協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と●●信用金庫（以下「乙」という。）は、甲への遺贈を希望する者（以下「遺贈希望者」という。）に対する連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、遺贈希望者の手続きをより円滑に進めていくことを目的に、甲と乙の連携に関して必要な事項を定めるものとする。

（取組み事項）

第2条 甲および乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- （1）甲は、遺贈希望者の申し出があった場合は、遺贈希望者に乙を相談窓口として紹介することができる。
- （2）前項の紹介に際して、甲は、乙が提供する業務の説明や勧誘行為をいっさい行わないものとする。
- （3）乙は、遺贈希望者に対して相続・遺言等に関する相談を受け、遺贈希望者から区への遺贈に関する協力の要請があった場合には、遺言に係る業務を行う法人等の案内を、誠意を持って行う。
- （4）甲および乙は、遺贈等甲への寄附に関する意識啓発に相互に協力することができる。

（秘密保持義務）

第3条 乙は、個人情報保護および守秘義務順守のため、遺贈希望者に関する情報および遺贈希望者の遺言の内容を、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も正当な理由なく甲その他の第三者に開示または漏洩せず、甲もこれを乙に求めない。

（個人情報保護）

第4条 甲および乙は、遺贈希望者の個人情報について適用される法令・ガイドライン等を遵守する。

（報酬等）

第5条 甲および乙は、本協定に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。

（協議事項等）

第6条 本協定の解釈については疑義を生じた場合および協定を変更する必要がある場合には、甲および乙の協議のうえ決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定書調印の日から令和8年3月31日までとし、有効期間満了日の1か月前までに甲または乙のいずれからも何らの申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月10日

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲 世田谷区

世田谷区長 保坂 展人

東京都●●

乙 ●●

●●